

香川県造林事業補助金交付規程

香川県環境森林部森林・林業政策課

香川県造林事業補助金交付規程

(補助金の交付)

第1条 県は、森林の有する県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の維持及び増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、造林事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において事業に要する経費について香川県造林事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業の種類等)

第2条 事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 森林資源を活用した持続的な森林経営を実現するため、集約化等により費用の低減を図りつつ、計画的に行う森林施業及びこれに必要な作業の用に供する道（県が定める指針に適合するものに限る。）の開設等を行う事業

(2) 特定機能回復事業 自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林及び多様な森林を造成するために林相転換を必要とする人工林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（市町にあっては森林所有者と、市町以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する、森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林、花粉発生源対策として林相転換のために実施する一貫作業等及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等を行う事業

2 事業の内容、規模及び実施主体については、知事が別に定めるものとする。

- 3 補助の率は、知事が別に定める基準に基づいて査定した事業に要する経費の10分の4（森林の所有者等による整備が困難な森林等における分収方式による森林施業、分収方式の解除後の森林施業又は市町のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な作業の用に供する道の整備にあつては10分の5、保全松林緊急保護整備にあつては10分の7）とする。

（補助申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類の正本1通及び写し1通を、事業が終了した後速やかに（事業の終了前にあつては、別に定める日までに）、知事に提出しなければならない。

- （1）造林補助金交付申請書
- （2）施業図及び位置図
- （3）その他知事が必要と認めて指示した書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請について、第三者に委任することができる。

3 前項の規定により、補助金の交付申請について、補助金の交付を受けようとする者から委任を受けた者が、第1項の規定による補助金の交付の申請をするときは、同項各号に定める書類のほか委任状を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条第1項の書類の提出があつたときは、これを審査し、かつ、現地調査を行った後、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知する。

2 知事は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、申請者に対して、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（補助金の請求）

第5条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助金交付請求書に知事が必要と認めて指示した書類を添えて、知事に提出しなけれ

ばならない。

- 2 知事は、前項の請求書の提出があつたときは、補助事業者等に対し、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第6条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第7条 概算払による補助金の交付を受けた補助事業者等は、造林事業実績報告書の正本1通及び写し1通を、事業が終了した後速やかに、知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第8条 知事は、補助金に係る事業の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又はその職員に、当該事業の施行地その他関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者等に対して成林に必要な保育について指示をすることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(書類の提出)

第9条 この規程の規定により知事に提出する書類は、当該事業の施行地を所管する林業事務所又は香川県小豆総合事務所の長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規程は令和6年5月31日から施行する。
- 2 改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、令和6年度分以降の補助金について適用し、令和5年度分までの補助金については、なお従前の例による。